

懲戒処分の指針 標準例一覧

事 由		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
一 一般 服 務 関 係	1 正当な理由のない欠勤 (一) 十日以内 (二) 十一日以上二十日以内 (三) 二十一日以上			●	●
	2 遅刻・早退				●
	3 休暇の虚偽申請			●	●
	4 勤務態度不良			●	●
	5 職場内秩序を乱す行為 (一) 暴行 (二) 暴言		●	●	●
	6 虚偽報告			●	●
	7 違法な職員団体活動 (一) 同盟罷業、怠業その他の争議行為(単純参加) (二) 同盟罷業、怠業その他の争議行為(あおり、そそのかし)	●	●		●
	8 秘密漏えい (一) 故意の秘密漏えい 自己の不正な利益を図る目的 (二) 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい	●	●		
	9 政治的行為の制限違反		●	●	●
	10 兼業の承認等を得る手続のけ怠			●	●
	11 入札談合等に関する行為	●	●		
	12 個人の秘密情報の目的外収集			●	●
	13 公文書の不適正な取扱い (一) 偽造・変造・虚偽公文書作成・毀棄 (二) 決裁文書改ざん (三) 公文書改ざん・紛失・誤廃棄等	●	●		
	14 セクシュアル・ハラスメント (一) 不同意わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為 (二) 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動の繰り返し 執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの (三) 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動	●	●	●	●
	15 パワー・ハラスメント (一) 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの (二) 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの (三) 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●	●
二 公 金 公 物 取 扱 い 関 係	1 横領	●			
	2 窃取	●			
	3 詐取	●			
	4 紛失				●
	5 盗難				●
	6 公物損壊			●	●
	7 失火				●
	8 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●
	9 公金公物処理不適正			●	●
	10 コンピュータの不適正使用			●	●
三 児 童 生 徒 等 に 対 す る 非 違 行 為	1 わいせつ行為等 (一) 児童生徒性暴力等 (二) わいせつな言辞等の性的な言動(児童生徒性暴力等を除く) 執拗に繰り返すなど特に悪質な場合	●	●	●	●
	2 体罰等 (一) 致死・重い後遺症をもたらす傷害 (二) 傷害(重い後遺症をもたらす傷害を除く) (三) その他の体罰 (四) 暴言等の不適切な言動・指導 常習的に行うことにより著しい精神的な苦痛を与えたもの	●	●	●	●
	3 その他 (一) SNS等における私的なやり取り(無許可 緊急の場合を除く) (二) 自家用車に同乗(無許可 緊急の場合を除く)			●	●
				●	●
				●	●
				●	●
				●	●

事 由		処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
四 公務外 非違行為	1 放火	●			
	2 殺人	●			
	3 傷害		●	●	
	4 暴行・けんか			●	●
	5 器物損壊			●	●
	6 横領				
	(一) 横領	●	●		
	(二) 遺失物等横領			●	●
	7 窃盗・強盗				
	(一) 窃盗	●	●		
	(二) 強盗	●			
	8 詐欺・恐喝	●	●		
9 賭博					
(一) 賭博			●	●	
(二) 常習賭博		●			
10 麻薬等の所持等	●				
11 酩酊による粗野な言動等			●	●	
12 わいせつ行為等					
(一) 不同意性交・不同意わいせつ	●	●			
(二) 痴漢行為	●	●	●		
(三) 盗撮行為	●	●	●		
(四) その他のわいせつ行為等	●	●	●	●	
五 飲酒運 転・交 通事 故・交 通法 規違 反関 係	1 飲酒運転 注 自転車等での飲酒運転を含む				
	(一) 人身事故又は物損事故	●			
	自損事故等(自損事故又は違反行為のみの場合)	●	●		
	(二) 飲酒運転車両への同乗行為、飲酒運転容認行為				非違行為者に準じた処分
	2 無免許運転				
	人身事故	●	●		
	物損事故等(物損事故、自損事故、違反行為のみの場合)		●		
	3 速度超過 注 超過速度が三十km/h以上(高速道路等においては四十km/h以上)のもの				
	人身事故	●	●	●	
	物損事故		●	●	
自損事故等(自損事故又は違反行為のみの場合)		●	●	●	
4 その他の交通法規違反					
(一) 人身事故により致死又は重篤な傷害	●	●	●		
措置義務違反	●	●			
(二) 人身事故により傷害			●	●	
措置義務違反		●	●		
(三) その他の道路交通法等違反				過失の程度、事故後の対応等に準じた処分	
六 関責監 係任督	1 指導監督不適正				非違行為者の懲戒処分内容及び程度に準じた処分
	2 非違行為の隠ぺい、黙認		●	●	

基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- 一 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- 二 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- 三 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- 四 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- 五 過去に非違行為を行っているか等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。

例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、

- 一 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- 二 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- 三 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- 四 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- 五 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合として、

- 一 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- 二 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。